

## Effects of Group Decision Rules in a Civil Jury Decision-Making Context

### 民事陪審における集団意思決定ルールの効果

田中健一

指導教官：Alan S. Miller 教授

昨年2001年、日本の司法制度改革審議会は大幅な司法制度改革を検討した。「裁判員制度」と呼ばれる一種の陪審制度が導入される見通しだが、その詳細は未定である。そんな中、日本における陪審制度の研究の重要性は高まって来るだろう。一方、アメリカにおいては多くの陪審に関する先行研究があり、その中の主要なトピックの一つが集団意思決定ルールの効果である。刑事陪審を用いた模擬陪審研究では、決定ルールは陪審評決に影響しないと示されている。しかし Miller(1985)は選択肢が有罪・無罪のような二者択一ではなく、民事陪審における賠償金のように連続的な変数であり、かつ評議前の集団内選好の分布が正の方向に歪んでいる（極端な意見を持つ少数派がいる）場合、決定ルールは評決に有意な影響を与えることを示した。多数決ルールのもとでは極端な意見をもつ少数派は無視されるが、全員一致ルールのもとではこの少数派を完全には無視できないため、多数派が譲歩を強いられ集団決定が外れ値的個人の意見に近くなるのである。本研究では Miller の議論に基づき、二つの模擬陪審実験を用いて、評議前の集団内選好の分布と集団意思決定ルールの効果の関係を検討した。

実験1：参加者は無作為に6人集団に割り振られ、全員一致・多数決いずれかのルールのもとで実際の損害賠償訴訟を簡略化した課題（事前調査により正に歪んだ選好分布を引き出すことが確認された）を用いた模擬陪審に参加した。結果、賠償額の平均値には条件間で有意な差は見られなかったが、全員一致条件の決定は評議前選好の平均値に近く、多数決条件の決定はメディアンに近かった。この結果は少なくとも仮説と矛盾しない。

実験2：実験2では集団のサイズを3人にし、参加者には賠償額ではなく、交通事故における被害者の責任を11点尺度で判断してもらった。さらに実験者が操作して、評議前選好が正の方向に歪んでいる集団と負に歪んでいる集団の両方を作った。結果、評議前選好が正の方向に歪んでいる場合には、全員一致条件の決定の平均値は多数決条件の決定の平均値より高く、評議前選好が負の方向に歪んでいる場合にはその全く逆になった。この結果は Miller の議論から導かれる集団意思決定ルールの効果についての仮説を支持するものである。本研究の知見は、陪審員が量刑判断も行なうことになるかもしれない日本の陪審制度において、集団意思決定ルールが評決に有意な影響を与える可能性を示唆するものである。